

# 福岡県公報

令和 8 年 5 月 12 日  
第 693 号

## 目 次

### 告 示 (第352号 - 第354号)

○公金事務の委託に係る告示	(漁業管理課)	1
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	1
<b>公 告</b>		
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の廃止の届出	(介護保険課)	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	4

### 海区漁業調整委員会

○ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止	(漁業管理課)	4
--------------------------	---------	---

## 告 示

### 福岡県告示第352号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収、収納及び支出に関する事務を委託したので、同条第

2項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

九州信用漁業協同組合連合会

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区舞鶴二丁目 4 番 19 号

2 委託した公金の徴収、収納及び支出に関する事務に係る歳入及び歳出

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金及び違約金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和 8 年 3 月 2 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

### 福岡県告示第353号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱7の2、8の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

### 福岡県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 本野 正紀

(2) 住所 福岡市早良区藤崎一丁目1番17-901号

2 契約の期間の始期

令和 8 年 4 月 20 日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

公 告

公告

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

事務所の廃止

事務所の名称	所在地	廃止年月日
ハピリィかすや合同会社	糟屋郡粕屋町戸原東一丁目2番1-1107号 福岡東ザ・パーク	令和 8 年 4 月 1 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営芋ヶ谷地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 8 年 5 月 12 日から 令和 8 年 6 月 9 日まで	筑紫野市役所 （3階 農政課）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和 8 年 5 月 13 日から同月 26 日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡広域都市計画区域、宇美須恵都市計画区域、津屋崎都市計画区域、二丈都市計画区域及び朝倉筑前都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和8年5月13日から同月26日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和8年5月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
都市計画法第5条第1項の規定により指定した北九州広域都市計画区域、遠賀広域都市計画区域及び京築広域都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和8年5月13日から同月26日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和8年5月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
都市計画法第5条第1項の規定により指定した久留米小郡都市計画区域、大牟田都市計画区域、北野大刀洗都市計画区域、筑後中央広域都市計画区域及び田主丸都市計

画区域の全部

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和8年5月13日から同月26日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和8年5月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
筑豊広域都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和8年5月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画公園（令和8年3月30日田川市告示第29号）

**公告**

杷木町久喜宮揚水土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
高倉 昌志	朝倉市杷木久喜宮1150番地
塚本 清秀	朝倉市杷木久喜宮575番地 2
塚本 悟	朝倉市杷木古賀1748番地 1
都合 成明	朝倉市杷木久喜宮1111番地
仲山 久美	那珂川市中原三丁目81番地サンシャイン博多南406号
中村 勝義	朝倉市杷木若市2346番地
中村 剛	朝倉市杷木若市2877番地
中村 洋二	朝倉市杷木若市2343番地 2
養父 芳樹	朝倉市杷木若市2763番地

#### 2 退任監事

氏 名	住 所
井上 暁	朝倉市頓田118番地 6
末石 誠	朝倉市杷木久喜宮1138番地
山田 耕二	朝倉市杷木久喜宮32番地 1

#### 3 就任理事

氏 名	住 所
中村 正彦	朝倉市杷木若市3003番地
石井 清治	朝倉市杷木若市2754番地
石井 公彦	朝倉市杷木若市2201番地

池田 一幸	朝倉市杷木古賀1612番地
塚本 清秀	朝倉市杷木久喜宮575番地 2
大熊 伸一	朝倉市杷木久喜宮1203番地
高嶋 眞由美	朝倉市杷木若市2570番地
養父 孝光	朝倉市杷木若市2762番地
養父 政治	朝倉市杷木久喜宮915番地

#### 4 就任監事

氏 名	住 所
金子 秀隆	朝倉市杷木久喜宮912番地 2
中村 忠徳	朝倉市杷木若市3381番地
山田 耕二	朝倉市杷木久喜宮32番地 1

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
三毛門北部土地改良区	令和 8 年 4 月 27 日

### 海区漁業調整委員会

#### 福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第76号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区における水産資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和 8 年 5 月 12 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 指示の内容

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 8 年 8 月 15 日から令和 13 年 8 月 14 日まで